

令和8年度「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

令和8年8月19日

群馬県健康福祉部福祉局介護高齢課

1 目的

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査に関する指針を定める。

2 調査対象事業所

（1）報告の対象となる事業所のうち、次のいずれかに該当する事業所とする。

ア 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに指定を受けた事業所

イ 令和6年12月31日までに指定を受けた事業所のうち、指定後、調査を実施していない事業所

ウ その他調査の必要があると認める事業所

（2）ただし、上記（1）に該当する事業所のうち、次のいずれかに該当する事業所は、調査の対象とはしないものとする。

ア 地域密着型サービス外部評価の対象である認知症対応型共同生活介護事業所

イ 福祉サービス第三者評価を実施した社会福祉法人が運営する事業所

ウ みなし指定の事業所

エ 過去に別表の同一区分内の介護サービスを提供する事業所について調査を実施している場合における、同一区分内の他の介護サービスを提供する事業所

3 調査項目

2（1）については、介護保険法施行規則別表第2に掲げる項目のうち必要と認める項目を、2（2）については、別表第1及び第2に掲げる項目のうち必要と認める項目をそれぞれ調査する。

4 一体的調査の区分

別表に掲げる区分のいずれか一の区分に掲げる2以上の介護サービスを同一事業所内で一体的に運営している場合は、同一区分における主たる介護サービス以外の介護サービスについて一括して調査を実施する。

5 調査手数料

無料

6 その他

本指針に定めるもののほか、調査に必要な事項は別に定めるものとする。

7 施行日

この指針は、制定の日から施行する。

(別表「一体的調査の対象となる介護サービス一覧」)

区分	介護サービス	主たるサービス
1	訪問介護＋夜間対応型訪問介護	訪問介護
2	訪問入浴介護（予防を含む）	訪問入浴介護
3	訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護	訪問看護
4	訪問リハビリテーション（予防を含む）	訪問リハビリテーション
5	通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護	通所介護
6	通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護	通所リハビリテーション
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）	福祉用具貸与
11	小規模多機能型居宅介護（予防を含む）	小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護（予防を含む）	認知症対応型共同生活介護
13	居宅介護支援	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
15	介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）	介護老人保健施設
16	介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）	介護療養型医療施設
17	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
18	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
19	地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護	地域密着型通所介護
20	介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）	介護医療院

※主たるサービスを運営していない場合は、介護報酬受領額が最も大きいサービスを主たるサービスとみなす。